

# 仕様書

1. 件名 令和6年度衛星画像を用いた鉱山ポリゴンデータの整備
2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月14日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4. 目的

平成25年5月31日に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環型社会の進展度を計測する3つの物質フロー指標についても、平成32年度目標値が設定された。物質フローを見ると、日本は多くの天然資源を輸入していることに加え、製品中に含有されて輸入される資源も相当量存在することが理解できる。持続可能な資源利用に向けて、こうしたエネルギー資源、鉱物資源、木材等のバイオマス資源は、その採掘・採取現場周辺で大規模な土地改変等を伴うことから、資源採掘・採取に伴う環境影響を定量的に評価することが重要課題になっている。とりわけ、生物多様性への影響を評価する為の数値情報が乏しく、その迅速な整備が必要である。

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、レアメタルやベースメタルを対象に日本経済が誘引する金属資源の国際フローを同定し、経済需要と資源採掘との関係を分析しており、その拡張として資源採掘及び他の自然資源利用と生物多様性への影響を関連付けることに着手している。そこで本業務では、地理情報データや統計情報を用いて、資源採掘等に伴う生物多様性への影響評価を実施する為の基盤データとして鉱山ポリゴンを整備することを目的とする。

## 5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、衛星画像等の地理情報データの特性を十分に理解した上で、次の業務を実施することとする。

### (1) 衛星画像から鉱山ポリゴンの抽出を行う際に用いるテストデータの整備

2010年の衛星画像を判読し、3,000個程度の鉱山のポリゴンを作成する。鉱山ポリゴンの作成する場所は、Tangら(2023)によって作成された2021年近辺の鉱山ポリゴンデータからランダムに選定された鉱山を基準とし、その鉱山に該当する場所の2010年時点での鉱山ポリゴンを作成することとする。判読する衛星画像には、2010年時点のGoogle Earth Pro画像及びLandsat画像を用いる。ポリゴン作成の精度としては、先行研究と整合性を保つ為、1鉱山(複数ポリゴンとなる場合も含む)当たり、平均で10～15分程度になるようにする。成果物は、シェープファイルの形式で納品することとする。書式等詳細についてはNIES 担当者と協議の上、作業を行うこと。

参考文献 : Liang Tang & Tim T. Werner, Global mining footprint mapped from high-resolution satellite imagery, Communications Earth & Environment volume 4, Article number: 134 (2023)

## (2) 作業報告書の作成

本業務の作業内容等をまとめた作業報告書を作成する。

## 6. 作業報告書の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の報告書を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 作業報告書 PDF 形式 1 部
- (2) 作成した地理情報データを収録した SSD 1 式

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に対する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、NIES が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。（[https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

#### 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

#### 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 マルチチャンネル高速デジタイザ 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 マルチチャンネル高速デジタイザ 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

構成内訳

高速デジタイザボード	2台
高速デジタイザボード同期用ハブ	1台
専用計測ソフト	1個

## 3. 研究内容・購入目的

NIES では、科研費基盤研究(A)課題「次世代アクティブセンサによる雲・エアロゾル相互作用研究」（代表：九州大学 岡本創教授、研究期間：令和6年度～9年度）において、レーザーライダー（ライダー）を用いた雲・エアロゾル微物理過程の研究を実施している。

本調達は、ライダーによる雲の多重散乱観測を企図し、アレイ型光検出器からの電気信号を高速でデジタル化して PC 等に記録するため、「令和6年度 マルチチャンネル高速デジタイザ 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 マルチチャンネル高速デジタイザ 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 高速デジタイザボード

- ① ライダーで測定されたアナログ信号をデジタル信号に変換できるデバイスであること。
- ② アナログ信号入力のチャンネル数は8つ、インピーダンスは50Ω、コネクタ規格はSMB、カップリングはDCであること。また、アナログ信号の入力レンジは±200mV、±500mV、±2V、±5V、±10Vから選択可能であること。
- ③ アナログ信号のサンプリングレートは最大80MHz、分解能は16ビットであること。
- ④ 外部トリガ入力を装備し、入力インピーダンスを50Ωないしは5kΩで選択可能であること。
- ⑤ 512M サンプルのメモリを有すること。
- ⑥ PC 拡張スロットに装着可能で、インターフェイスはPCI Express x4 とすること。
- ⑦ 縦170mm×幅110mm×高さ30mmの範囲に収まること。

## 2) 高速デジタイザボード同期用ハブ

- ① 仕様1)「高速デジタイザボード」を2枚使用する際に同期するためのハブであって、個々のカード間でクロックとトリガ信号を共有する機能を有すること。
- ② 同期用ハブを含んだ寸法が縦 250mm×幅 110mm×高さ 30mm の範囲に収まること。

## 3) 専用計測ソフト

- ① 仕様1)「高速デジタイザボード」の高速デジタイザボードに対応する計測ソフトウェアであって、ハードウェアセットアップ、収集データ表示、オシロスコープ機能、トランジェントレコーダ機能、信号解析の機能を有すること。
- ② OSはWindows 10以上ないしはLinuxのPCで動作すること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年3月7日

## 7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和 6 年度再生プラスチックペレット中ポリ臭素化ダイオキシン類分析業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 1 月 31 日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、廃プラスチックの循環利用に伴って再生プラスチックへ混入している物質の実態を把握するため、製品や循環資源を対象に、ストックホルム条約や欧州 RoHS 指令等の国際的な規制対象物質を含む広範な樹脂添加剤の含有実測調査を実施している。本業務は、再生プラスチック中のポリ臭素化ダイオキシン類（PBDD/Fs）の含有量を取得すべく実施する。PBDD/Fs は、一部の臭素系難燃剤の不純物として存在することに加え、焼却等熱処理過程で非意図的に生成されることが知られており、樹脂添加剤に由来する PBDD/Fs が再生プラスチック製品に含まれていた事例も報告されている。また、PBDD/Fs は塩素化ダイオキシン類と同様の毒性機序を有することが指摘されており、現在、ストックホルム条約の追加対象候補物質として残留性有機汚染物質検討委員会にて検討がはじまったところである。本業務では、再生プラスチックを対象に PBDD/Fs の異性体詳細分析を実施し、プラスチック資源循環に伴う有害物質混入に関する基礎データの取得を目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

### (1) 業務の概要

請負者は、NIES が提供する当該試料を受け取った後、分析対象物質の分析定量性（前処理過程での分解・ロス防止、妨害の少ない分画条件の検討等）について十分検討・確認した上で、対象物質の前処理及び機器分析による定性・定量を行う。

### (2) 調査項目

請負者が分析を実施する対象試料について以下に示す。試料受け渡しまでの試料の品質確保については NIES 側で留意する。

- ・再生プラスチック（凍結粉碎試料）：30 試料（各 1 g 程度）

分析測定項目は、下記について実施する。

- ・ポリ臭素化ダイオキシン（PBDD：4～8 臭素化物：異性体濃度、同族体濃度、総濃度）
- ・ポリ臭素化ジベンゾフラン（PBDF：4～8 臭素化物：異性体濃度、同族体濃度、総濃度）

各測定対象物質の分析については、標準試料等で妥当性の確認がされている高精度分析法で測定を実施すること（分析法については事前に NIES 担当者の了解を得ること）。

### (3) その他

- ・精度管理資料の提出を求める場合がある。
- ・測定対象物質の標準品及び全試料について、クロマトグラムを提出すること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで付随資料（分析フロー、機器測定条件、クロマトグラフ等定量に至る過程の資料、内標準物質の回収率）を含む以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 2 部
- (2) (1)の電子ファイル（Microsoft Word 形式及び PDF 形式）及び分析結果（Microsoft Excel 形式）の電子ファイル（電子メール等で送付） 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以

下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度 TANSO-3 擬似 L2 (GHG) プロダクト作成等業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月27日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「衛星観測に関する事業」の一環として温室効果ガス観測技術衛星（以下「GOSAT」という。）及び同2号（以下「GOSAT-2」という。）、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（以下「GOSAT-GW」という。）について、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）からのレベル1プロダクトの受信、高次プロダクトの作成・検証・保存・配布等を行なっている。なお、GOSAT 及び GOSAT-2、GOSAT-GW の開発と運用、データ処理等は環境省、JAXA、NIES の共同事業として実施されている。

本業務では、GOSAT-GW に搭載される観測機器（以下「TANSO-3」という。）の観測データから作成される「GOSAT-GW TANSO-3 広域観測モード L2 温室効果気体プロダクト」の擬似データ（以下「擬似データ」という。）を作成することを目的とする。

なお本プロダクトは TANSO-3 によって取得された放射輝度スペクトルから推定した二酸化炭素とメタンのカラム平均濃度（XCO<sub>2</sub>、XCH<sub>4</sub>）を格納したものであり、単一のファイル内に full physics 法によって推定された XCO<sub>2</sub> と XCH<sub>4</sub>、proxy 法によって推定された XCH<sub>4</sub> を含む。また、XH<sub>2</sub>O などの同時推定パラメータクロロフィル蛍光輝度（SIF）の処理結果も格納される。なお処理結果は原則として雲スクリーニングやクオリティチェックなどの各種スクリーニングを通過した観測点についてのみ格納される。

## 5 業 務 内 容

(1) 作成する擬似データは以下の通りとする。

対象期間： 2018年4月1日～2018年6月30日（91日）

ファイル単位： 日毎（UTC）

ファイル数： 91個

フォーマット： NIES が提供する以下の文書に記載されている通り。

GOSAT-GW/TANSO-3 レベル2プロダクトフォーマット説明書

（NIES-GOSAT-GW\_TEC\_2021\_005Bd、B版ドラフト 2024年5月）

ただし上記文書の更新が行われた場合には、その取り扱いについて NIES 担当者と調整すること。

GOSAT-GW/TANSO-3 レベル2プロダクトフォーマット説明書については、別添の秘密保持誓約書の提出を条件に、見積書提出希望者に対しその PDF ファイルを貸与する。

見積書提出希望者は、本業務の見積書作成以外の目的で貸与されたファイルを使用してはならない。また、貸与された文書を電子的に複製あるいは印刷した場合、見積書提出後、貸与されたファイルとともに確実に消去、又は破棄すること。

(2) 作成する擬似データの源泉データは NIES が別途提供する以下のファイルとする。

対象期間： 2018年4月1日～2018年6月30日（31回帰）

ファイル単位： パス毎

ファイル数： 約1400個（31回帰×44パス）

フォーマット： CSV

カラム数： 17（1ファイルあたり）

個々のカラムの内容については表1を参照のこと。

ライン数： 約15万行（1ファイルあたり）

ファイルサイズ： 約30MB（1ファイルあたり）

(3) 個々の擬似データファイルについて対応するパスの源泉データから必要な情報を抽出し、擬似データの該当するパラメータに数値などを入れる。数値を入れるパラメータのうち、主要なものを以下に示す。

データセット GlobalAttribute

数値を入れるパラメータ time\_coverage\_start, time\_coverage\_end, geospatial\_lat\_min,

geospatial\_lat\_max, geospatial\_lon\_min, geospatial\_lon\_max

データセット Metadata

数値を入れるパラメータ: observationStartDateTime, observationEndDateTime

データセット PixelInfo

数値を入れるパラメータ: pixel, obsTime, latitude, longitude, landwaterFlag, solarZenith

データセット CloudScreening

数値を入れるパラメータ: cloudFlag\_reflectanceTest, cloudFlag\_surfacePressure

データセット RetrievalResults\_FP

数値を入れるパラメータ: xco2\_fp, xco2\_biasCorrected\_fp, xch4\_fp, xch4\_biasCorrected\_fp

データセット RetrievalResults\_PR

数値を入れるパラメータ: xch4\_pr

データセット MainResult

数値を入れるパラメータ: xco2\_fp, xco2\_biasCorrected\_fp, xch4\_fp, xch4\_biasCorrected\_fp, xch4\_pr

※MainResultのパラメータは他のデータセット中の同名パラメータへのリンクになる。

上記以外のパラメータについてはNIES担当者と調整すること。なお源泉データに対応する情報がない擬似データのパラメータには、原則としてフォーマット説明書に記載された固定値又は無効値を入力する。

#### (4) その他

- ・ TANSO-3のクロストラック方向の観測時刻の差は無視して良い。
- ・ xco2\_biasCorrected\_fp、xch4\_biasCorrected\_fpはそれぞれxco2\_fp、xch4\_fpと同じ値で良い。
- ・ cloudFlag\_reflectanceTest、とcloudFlag\_surfacePressureは源泉データのsunny/cloudを用いて良い。
- ・ 令和6年12月23日(月)までに擬似データのサンプルファイルを1個以上、NIES担当者に提出すること。
- ・ 令和7年1月27日(月)までに擬似データの全ファイルの暫定版をNIES担当者に提出すること。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1部
- (2) 業務結果報告書、提供された源泉データ、作成した擬似データを含むDVD-R 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

表 1 源泉データのファイルフォーマット

No.	項目名	内容	単位	特記
0	year	年	-	
1	month	月	-	1~12
2	day	日	-	1~28/29/30/31
3	daytime	日初からの経過秒	[sec]	
4	path	パス番号	-	1~44
5	city	都市番号	-	広域：0, 精密 1~24
6	pixel	素子番号	-	広域：1~91, 精密：1~900
7	lat	緯度	[deg]	-90~90
8	lon	経度	[deg]	-180~180
9	shine/shadow	日照日陰フラグ	-	日照=1 / 日陰=0
10	elvSun	太陽高度	[deg]	
11	land/sea	海陸フラグ	-	陸域=1 / 海域=0 (日陰のときは=0)
12	cae valid/invalid	雲量有効フラグ	-	雲量有効=1 / 無効=0 (日陰又は海域のときは=0)
13	sunny/cloud	晴天判別フラグ	-	晴れ=1 / 曇り=0 (日陰又は海域のときは=0)
14	cae	雲量	-	(日照, 陸域, 雲量有効のときのみ有効)
15	xco2	CO2 カラム平均濃度	[mol/mol]	(日照, 陸域, 晴れのときのみ有効)
16	xch4	CH4 カラム平均濃度	[mol/mol]	(日照, 陸域, 晴れのときのみ有効)

# 秘密保持に関する誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)は、国立研究開発法人国立環境研究所 (以下「乙」という。)から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

## 第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和6年度 TANSO-3 擬似 L2(GHG)プロダクト作成等業務」の公開見積競争への参加

対象：本業務に必要な、説明書 (GOSAT-GW/TANSO-3 レベル2プロダクトフォーマット説明書「NIES-GOSAT-GW\_TEC\_2021\_005Bd、B版ドラフト 2024年5月」)

## 第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報を行う。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

## 第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己 (甲については、自己の実質的な親会社も含む。)の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

## 第4条 秘密情報の破棄

甲は、「令和6年度TANSO-3擬似L2(GHG)プロダクト作成等業務」の公開見積競争終了後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上使用不能にし、また、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返却又は破棄するものとする。

## 第5条 一般条項

### (1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

### (2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

### (3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

## 第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、「令和6年度TANSO-3擬似L2(GHG)プロダクト作成等業務」の公開見積競争終了後もなお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所  
社 名  
代表者名

### 担当者等連絡先

部署名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
TEL :  
E-mail :

## 仕 様 書

### 1. 件名

令和6年度気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会及び地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会開催支援等業務

### 2. 業務契約期間

契約締結日～令和7年1月31日(金)

### 3. 業務実施場所

会 議 航空会館(東京都港区新橋1丁目18番地1号航空会館)(予定)  
打 合 せ 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)又はオンライン  
そ の 他 請負者において行うものとする。

### 4. 業務の目的

本業務は、NIESが主催する「令和6年度 気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会」および「令和6年度 地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会」について、開催運営等に関する以下の業務を行うものである。

また、開催日程および開催地は以下のとおりであるが、今後の協議、又は社会情勢変化等によって変更がありうる。

会議名: 令和6年度 気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会

日 時: 令和6年12月17日(火)10時00分～19時00分(予定)

開催地: 航空会館

会議名: 令和6年度 地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会

日 時: 令和6年12月18日(水)10時00分～17時30分(予定)

開催地: 航空会館

### 5. 業務内容

請負者は、NIES担当者と十分な打合せを行うとともに、地域気候変動適応センター、航空会館およびその他関係者と連絡・調整を図りながら、本業務を遂行することとする。NIESとの打合せは、対面又はオンラインで行い、請負者は打合せ事項について記録を作成するとともに、打合せ後3営業日以内にNIES担当者の確認を得ること。また、会議当日はNIES職員のみが出席・運営することとし、請負者についてはそれまでの手配に徹すること。

なお、以下に記載する業務については、原則としてNIES担当者の了解が得られない限り、変更してはならない。

## (1)各会議に関する事項

### 令和6年度 気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会の概略

規模等	出席者：150名程度(事務局職員含む)の出席者を予定
開催場所	航空会館(東京都港区新橋1丁目18番1号航空会館)
公開・非公開	非公開
開催方法	対面を予定している。
事務局	国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター
出席予定機関等	研究機関、地域気候変動適応センター等

### 令和6年度 地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会の概略

規模等	出席者：100名程度(事務局職員含む)の出席者を予定
開催場所	航空会館(東京都港区新橋1丁目18番1号航空会館)
公開・非公開	非公開
開催方法	対面を予定している。
事務局	国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター
出席予定機関等	地域気候変動適応センター等

## (2)会議開催に必要な機材等準備

請負者は、会議運営のために以下(ア)～(エ)の準備を行うこと。会場内への配置や配布方法については、NIES担当者と協議の上、決定する。

### (ア)ストラップ付名札ケース

会議出席者分のストラップ付名札ケースを用意すること。サイズは名刺が入るサイズとし、ケースの中身を作成する必要はない。

### (イ)資料投影用PCの手配

NIES担当者と相談の上、会議当日に資料の投影ができるPC(3台以上)を航空会館へ郵送すること。PCはノート型とし、HDIMとUSBタイプAの挿入口を有するものもしくはそれ同等の変換機を有するものとする。また、NIESが指定するクラウドストレージ(BOX)および参加者が持参するUSBメモリ(タイプA型)に格納されているデータが会場で閲覧できるものとする。会場のWi-Fiを使用することは構わない。

### (ウ)音響等関連機器

会議に使用する機器および関連機材について、スムーズな会議運営ができるよう「5.(4)リハーサルについて」のリハーサルに参加し、事前に必要な音響設備・機器等の確認を行うこと。なお、基本的に請負者はNIESが航空会館に仮予約した機材(別紙:「航空会館への仮予約機材一覧」参照。)を使用することとし、これ以外に請負者が追加で手配した場合は、機材に係る費用を支払うこと。

### (エ)書きおこし

会議についてNIES担当者が録音した内容について、NIES担当者が指定する期日(1週間程度)までに書きおこしを提出すること。

### (3)出席者に関する事項

請負者は、NIES担当者から提供される出欠確認用のデータを利用し、出席者リストを作成し、NIES担当者が指定する期日までに提出する。また、NIES担当者と協議の上、会議に出席する登壇者、意見交換会におけるファシリテーターおよび書記(20名程度。4～2級相当。全国在住者からの選定を想定)に対して、旅費および謝金を支払う。旅費は、「国立環境研究所旅費規程」(以下「旅費規程」という。)に準じて支給する。なお、宿泊費については、旅費規程に定める定額の範囲内で実費精算とする。謝金については、1人につき1回あたり5,000円(税込)支給すること。(当日の出欠確認はNIESが行う。)

### (4)リハーサルについて

両会議を実施するに当たって、日時などNIES担当者と協議の上、当日を想定したリハーサルを航空会館で実施すること。

### (5)設宴行事、食事等に関する事項

請負者は、NIES担当者と協議の上、両会議における以下の食事等の手配(店候補選定から予約まで)をすること。

また、「イ. ランチミーティング」および「ウ. (交流会)夕食」については、参加者リストを作成すること(ただし、ランチミーティング代、(交流)夕食代はNIESにて支払うため、請負者においては、業務費用に計上しないこと。)

#### ア. ティーブレイク、コーヒーブレイク

両会議では、会議中出席者が飲用できるよう飲料としてコーヒーおよび紅茶を提供し、併せて、茶菓を出席者の8割程度の数量で手配すること。

設置場所は会議当日NIES担当者が準備できるよう事前に航空会館へ郵送すること。

#### イ. ランチミーティング

##### 令和6年度 気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会

場 所： 航空会館

日 時： 12月17日(火)12時00分～14時00分(予定)

内 容： 着席、2,000円以内/人(昼食時の飲み物含む、サービス料・税込)

出席者： 120名程度

留意事項： 食事の提供にあたっては、「11. その他」に留意すること。

メニューおよび席次は、NIES担当者と協議の上決定すること。

##### 令和6年度 地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会

場 所： 航空会館

日 時： 12月18日(水)12時00分～13時30分(予定)

内 容： 着席、2,000円以内/人(昼食時の飲み物含む、サービス料・税込)

出席者： 100名程度

留意事項： 食事の提供にあたっては、「11. その他」に留意すること。

メニューおよび席次は、NIES担当者と協議の上決定すること。

#### ウ. (交流会)夕食

##### 令和6年度 気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会

場 所： 航空会館

日 時： 12月17日(火) 18時00分～19時45分(予定)

内 容： 立食buffet 3,000円以内/人(夕食時の飲み物含む、サービス料・税込)

出席者： 100名程度

留意事項： 食事の提供にあたっては、「11. その他」に留意すること。

メニューおよび席次は、NIES担当者と協議の上決定すること。

#### (6)会議開催に係る資料の発送等

請負者は、NIES担当者と協議の上、「意見交換会」に係る資料を印刷し、NIES担当者の指示により名札と共に航空会館へ発送すること。印刷資料部数および印刷期日については、NIES担当者と協議の上実施すること。

### 6. 成果物の提出

請負者は、以下(2)の期限までに、(1)の成果物をNIES担当者に提出するものとする。

#### (1)成果物および提出部数

各成果物の仕様は次の各項および下記(3)および(4)によるものとする。

##### 業務実施報告書

紙媒体：業務実施報告書 2部(A4判 2頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)2枚  
(セット)

業務実施報告書には、5.(2).(エ)で作成した資料を含むこと。

#### (2)提出期限および提出先

提出期限： 令和7年1月31日(金)

提出先： 国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター

#### (3)報告書の仕様および記載事項

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、

裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者との協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

#### (4) 電子データの仕様

ア. Microsoft社Windows10 又はWindows11 上で表示可能なものとする。

イ. 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

(1)文章

ワープロソフト(Microsoft社Word2019 以降のバージョンとする。)

(2)計算表

表計算ソフト(Microsoft社Excel2019 以降のバージョンとする。)

(3)画 像

BMP形式又はJPEG形式

ウ. 上記イ.による成果物に加え、PDFファイル形式による成果物を各々作成すること。

エ. 以上の成果物の格納媒体はCD-ROM又はDVD-ROMとする。事業年度および事業名称等を収納ケースおよびディスク本体に必ずラベルにより付記すること。

オ. 文字ポイント等、統一的な事項に関してはNIES担当者の指示に従うこと。

なお、成果物納入後に、請負者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

#### 7. 著作権等の扱い

(1)請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条および第 28 条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。

(2)請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。

(3)上記(1)および(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

(4)提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(5)請負者は、成果物を第三者が著作権等を有する著作物に依拠していないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は請負者が負うものとする。

## **8. 情報セキュリティの確保**

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法および管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## **9. 検 査**

本業務終了後、NIES担当者立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## **10. 協議事項**

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、NIES担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

## **11. その他**

請負者は、本業務実施に係る活動において、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達等の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

なお、5.(3)に記載の旅費・謝金対象者数や、(5)に記載の食事等の手配・提供対象者数については見込み人数であり、当該人数が減少等し、本仕様書の記載内容(人数・回数の増減を含む)に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行う場合がある。

(参考)

令和6年度 気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会

2024年12月17日(火) 於:東京都港区

全体日程(案)

プログラム		
10:00	開会挨拶、趣旨説明	
10:00-12:00	<b>研究発表会</b>	
	※国研21機関からの話題提供(発表時間、会場割等は未定)	
12:00-14:00	<b>ランチタイムミーティング</b>	
14:00-17:00	<b>分科会</b>	
	(A会場)	(B会場)
	気候データ・シナリオ	農林水産業
	暑熱・健康・都市	NbSと気候変動適応
17:00-18:00	<b>総会</b>	
18:00	閉会挨拶	
18:30以降	交流会	

(参考)

令和6年度 地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会

2024年12月18日(水) 於:東京都港区

全体日程(案)

時間		プログラム	備考
09:30-10:00	05	受付	グループで10分毎に分けて入場
10:00-10:05	05	開会挨拶	CCCA 肱岡センター長
10:05-10:10	05	趣旨説明	CCCA事務局
10:10-10:30	20	LCCAC業務ガイドブックについて	CCCA事務局
10:30-10:50	20	LCCACの取組紹介① (普及啓発・教育)	LCCAC①
10:50-11:10	20	LCCACの取組紹介② (調査研究)	LCCAC②
11:10-11:30	20	LCCACの取組紹介③ (施策支援)	LCCAC③
11:30-11:50	20	LCCACの取組紹介④ (ステークホルダー連携)	LCCAC④
11:50-12:00	10	会場整備 (テーブルの配置替等)	
12:00-13:30	90	ランチタイムミーティング (LCCAC間の交流会)	お弁当配布
13:30-13:40	10	グループディスカッションの進め方について	CCCA 事務局
13:40-13:45	05	各自シートの最終確認	
13:45-14:00	15	LCCAC業務ガイドブックについての議論	
14:00-14:45	45	班内の取組紹介	7分/1名×6名+α
14:45-15:00	15	休憩	

(参考)

15:10-17:00	55	グループディスカッションとまとめ	7分/1名×6名+10分
	55	発表	5分×11G
17:00-17:10	10	閉会挨拶	CCCA上田副センター長
17:10-17:30	20	LCCAC・CCCA間の交流会 (名刺交換等/会場を20分間開放)	
17:30		意見交換会終了	

別紙：「航空会館仮予約機材一覧」

- ・会場内の音響機器に係る機材及び周辺機器については、NIESより事前に航空会館に仮予約済み。必要があれば請負者において追加の予約を行う。
- ・会場全体のカメラ撮影はNIESスタッフが対応。
- ・予備用PC1台はNIESが用意。

日付	スケジュール・備考		参考レイアウト	航空会館への仮予約内容	備考
12/17(火)	開会式	<p>7F「大ホール」 予約時間09:00～20:00                      午前10:00-10:20：スクール形式※航空会館のスタッフにて対応</p> <p>【会議】                      ・会場参加者は共有WiFi（無線LAN）を使用。</p> <p>【音声】                      ・会場発言者は用意されている無線マイクを使用し発言。質問者へのマイク渡しはNIESにおいて行う。</p>	調整中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクター・スクリーン：全部屋合わせて1台。2台目以降は13,200円(税込)</li> <li>・マイク：701有線4本、無線2本、702有線2本、無線2本、703有線4本、無線2本。それ以上のお貸出しは出来かねます。</li> <li>・演台：全部屋合わせて3台(他のお客様のご利用状況により減る可能性あり)</li> <li>・司会台：全部屋合わせて3台(他のお客様のご利用状況により減る可能性あり)</li> <li>・有線LANケーブル：各部屋2本まで</li> <li>・電源タップ：各部屋5本</li> <li>・マイクスタンド：フロア：各部屋1本</li> <li>・マイクスタンド：卓上：各部屋のマイクの本数まで</li> <li>・音声出力ケーブル：各部屋1本</li> <li>・音声入力ケーブル：各部屋1本</li> <li>・レーザーポインター：各部屋1本</li> <li>・ホワイトボード：全部屋合わせて2台まで。3台目以降は550円(税込)</li> <li>・43インチモニター：全部屋合わせて1台まで。2台目以降は4,400円(税込)</li> </ul>	・会場内は共有無線LANあり
	研究発表会	<p>7F「大ホール」                      午前10:20-12:00：部屋を分割し（航空会館のスタッフにて対応）、それぞれの部屋のレイアウトをスクール形式に変更</p> <p>【レイアウト変更】                      ・NIES担当者との協議の上、NIES担当者と航空会館スタッフとでレイアウトの変更を行う。</p> <p>【会議】                      ・会場参加者は共有WiFi（無線LAN）を使用。</p> <p>【音声】                      ・会場発言者は用意されている無線マイクを使用し発言。質問者へのマイク渡しはNIESにおいて行う。</p>	調整中		
	ランチミーティング	<p>7F「大ホール」                      午前12:00-14:00：レイアウトは調整中</p> <p>【レイアウト変更】                      ・NIES担当者との協議の上、NIES担当者と航空会館スタッフとでレイアウトの変更を行う。</p> <p>【弁当配布】                      ・弁当希望者に弁当の配布を行う。</p>	調整中		
	午後	<p>7F「大ホール」                      午前14:00-17:00：レイアウトは調整中</p> <p>【レイアウト変更】                      ・NIES担当者との協議の上、NIES担当者と航空会館スタッフとでレイアウトの変更を行う。（部屋の分割は航空会館のスタッフにおいて行う。）</p> <p>【会議】                      ・会場参加者は共有WiFi（無線LAN）を使用。</p> <p>【音声】                      ・会場発言者は用意されている無線マイクを使用し発言。質問者へのマイク渡しはNIESにおいて行う。</p>	調整中		
	総会・閉会式	<p>7F「大ホール」                      午前17:00-18:30：1部屋に統合し、スクール形式に変更</p> <p>【レイアウト変更】                      ・NIES担当者との協議の上、NIES担当者と航空会館スタッフとでレイアウトの変更を行う。（部屋の統合は航空会館のスタッフにおいて行う。）</p> <p>【会議】                      ・会場参加者は共有WiFi（無線LAN）を使用。</p> <p>【音声】                      ・会場発言者は用意されている無線マイクを使用し発言。質問者へのマイク渡しはNIESにおいて行う。</p>	調整中		
	交流会	<p>7F「大ホール」                      午前18:30-19:45：レイアウトは調整中</p> <p>【レイアウト変更】                      ・NIES担当者との協議の上、NIES担当者と航空会館スタッフとでレイアウトの変更を行う。</p> <p>【オードブル・ケータリングの配膳】                      ・交流会実施のためにオードブル・ケータリングの設置を行う。</p>	調整中		

# 仕 様 書

## 1. 件 名 令和6年度 GHG・SLCF 研究データサーバ等 1式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 GHG・SLCF研究データサーバ等 一式」について規定する。

## 2. 数 量 1式

構成内訳 ストレージサーバ 1式

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、温室効果ガス（GHG）と短寿命気候強制因子（SLCF）を統合的に解析可能とするモデルを開発し、シームレスな解析および定常・即時解析を可能とするモデリング共通基盤を構築している。

上記GHG・SLCF統合モデルによるシミュレーションに必要な入力データや、そのシミュレーションから出力される大容量のデータを保管するためには、高性能のサーバ・ディスク装置を設置する必要がある。このため、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

## 4. 仕様・規格等

「令和6年度 GHG・SLCF研究データサーバ等 1式」については以下の仕様を満たす必要がある。

### A データサーバ 1台

- (1) CPUはXeon Silver 4410T (10core/2.7GHz/2UPI/150W) と同等以上の性能を有すると判断されるCPUを1個以上搭載していること。
- (2) メモリは16GB DDR5-4800 ECC Registeredと同等以上の性能を有すると判断されるメモリモジュール4枚以上を搭載し合計64GB以上の主記憶を有すること。
- (3) OSインストール用SSDを1台搭載すること。SSDは容量が250GB以上、書き込み耐久性が200TBW以上であること。
- (4) データ保存RAID用HDDとしてSATA6G規格に対応したHDDを24台搭載すること。個々のHDDは容量が18TB以上、MTBFは250万時間以上、サーバ向けの振動補正機構を有すること。
- (5) (4)の24台のHDDはPCIeカードタイプのハードウェアRAIDコントローラによりRAID6を構築し、うち1本はホットスペアで設定すること。RAID制御専用CPUを搭載し、2GB以上のキャッシュを搭載すること。SAS12Gbpsに対応したポートを1ポート以上備えること。GUIおよびメールによる通知機能を有すること。
- (6) 10GBASE-Tのイーサネットポートを2ポート以上搭載すること。
- (7) 筐体はEIA 19インチラックに搭載可能であり、4U以下であること。RAIDを構成するHDDはドライ

バなどを使用せずツールレスでホットスワップ交換が可能なこと。スライドレールを備えること。SAS12Gbpsに対応したSASエキスパンダーを1個搭載すること。

(8) OSとしてOpenMediaVaultのプリインストールを行うこと。

(9) 電源ユニット及び冷却ファンは冗長化構成であり、ホットスワップが可能なこと。電源ユニットの入力電圧は100V/200Vの両方に対応していること。NIES所有の無停電電源装置を使用して電源供給が可能であること。本体側の電源ケーブル接続部には抜け止めのストラップを付けること。電源ユニットは工具などを使うことなく筐体外部から容易に脱着が可能なこと。

#### C 保守体制・サービスレベル

(1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）1年間を保証期間とし、平日9:00-17:00における電話での問合せが可能なこと。

(2) 納品製品については新品であり、かつ、1年間のメーカー保証が付いているものであること。（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）

メーカー保証は、メーカーが発行した販売店の証明印、対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることができない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること）。

#### D その他

(1) 付属品の装備

サーバ機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。

(2) 基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様どおりに移動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

- 既存 4U データサーバの撤去とその処分、既存 4U データサーバから調達機器への PCIe RAID カードの移行、本調達機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載、ケーブルリング、OS の導入、既存拡張ストレージ（SYSTEM WORKS 製 S1034）の調達機器への接続、OS 上からのフォーマット及びマウントをするまでの作業を実施すること。
- 基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行うこと。
- OS、Disk 等の各種パラメータは協議の上決定すること。
- PCIe RAID カード移行にあたり、調達機器には PCIe スロットの空きを用意しておくこと。

(3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

#### 5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

#### 6. 納入期限

令和7年3月31日

## 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者との協議し、その指示に従うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIESにおいて法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES担当者へその旨を文書にて通知すること。

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度福島地域協働研究拠点 ICP-MS 修理業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和6年12月27日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所福島地域協働研究拠点（以下「福島拠点」という。）  
において行うものとする。

## 4 目 的

福島拠点機器分析室設置の ICP-MS（ICP 質量分析装置）が故障したため、各種部品等の交換を伴う修理業務を実施する。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、福島拠点担当者と十分な打合せを行い、福島拠点 2 階機器分析室設置の ICP-MS の修理業務を行う。なお、想定される修理の内容については本項（2）に記載のとおりであり、不具合箇所を特定し部品の交換等の修理を実施すること。また、修理作業において、予期せぬ部品交換等が発生した場合は、福島拠点担当者と協議の上、その指示に従うこと。

### （1）対象となる ICP-MS の概要

装置名：Agilent8800 Triple Quadrupole ICP-MS  
型番：G3663A/JP15060428  
設置年月：2016年3月

### （2）修理の内容

請負者が行う想定される修理の内容は、下記の通りである。

- ① Ar クリーニングガスフィルタ 1 式の交換
- ② アジレント真空オイル（68 Platinum, 1クオート）1 式の交換
- ③ オイルミスとフィルタエレメント（DS402 真空ポンプ用）1 式の交換
- ④ Agilent Cool Clear 冷却液（7.6L/パック）1 式の交換
- ⑤ ディフレクトレンズ 1 式の交換
- ⑥ プレートバイアス 1 式の交換
- ⑦ オクトポールアセブリ 1 式の交換
- ⑧ グラファイトガスケット（サンプリングコーン用、3 個）1 式の交換
- ⑨ Interface chamber assembly (Pb-Free) 1 式の交換
- ⑩ ICP-MS サンプラコーン（ニッケル）1 式の交換
- ⑪ 77/78/8800 スキマコーン（Ni、x-レンズ）1 式の交換
- ⑫ MicroMist ネブライザ（ガラス）1 式の交換
- ⑬ エンドキャップ（スプレーチャンバ用、7700）1 式の交換
- ⑭ スプレーチャンバ（石英製）1 式の交換
- ⑮ オンライン内部標準追加キット（ICP-MS）1 式の交換
- ⑯ HMI コネクタ管（希釈用）1 式の交換
- ⑰ トーチ（石英製、内径 2.5 mm、ICP-MS 用）1 式の交換
- ⑱ Q1 Entrance Set 1 式の交換

### （3）その他

部品交換後の操作確認は、NIES の担当者の立会いのもと実施する。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、

代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 高精度温度校正器 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 高精度温度校正器 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

### 構成内訳

ドライウエル温度校正器本体	1台
白金抵抗温度計	1本

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、環境省の定める環境大気常時監視マニュアル第6版に定める精度管理方法に従って、標準参照光度計（Standard Reference Photometer (SRP)）を一次標準器とした、我が国の光化学オキシダント（Ox）濃度自動測定機の校正体制を維持管理している。光化学オキシダントについては、1973年の環境基準設定以来、基準達成率がほぼゼロの状態が続いており、環境基準達成に向けた対策の効果を評価するうえでも、科学的な根拠が求められており、高水準の精度管理に基づく大気中 Ox 濃度の正確な把握が必要とされている。NIESではSRPを用いた光化学オキシダント濃度自動測定機の校正における確からしさを向上させるために、SRPの装置に組み込まれた温度計をより正確に校正することで、確からしさの向上を図っている。本調達は、この目的を達成するために「令和6年度 高精度温度校正器 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 高精度温度校正器 一式」については、温度校正器本体および白金抵抗温度計のそれぞれが以下の条件を満たす必要がある。

### 1) ドライウエル温度校正器本体

- ① 校正器が NIST トレサブルであること。
- ② 校正用温度レンジが 15°C から 25°C をカバーすること。
- ③ 表示精度がフルレンジで  $\pm 0.1^\circ\text{C}$  または同程度以上の精度であること。
- ④ 安定度がフルレンジで  $\pm 0.005^\circ\text{C}$  または同程度以上の安定度であること。
- ⑤ 軸方向均一性がフルレンジで  $\pm 0.07^\circ\text{C}$  または同程度以上の均一性であること。
- ⑥ 放射方向均一性がフルレンジで  $\pm 0.01^\circ\text{C}$  または同程度以上の均一性であること。
- ⑦ 負荷効果がフルレンジで  $\pm 0.1^\circ\text{C}$  または同程度以下であること。

⑧ ヒステリシスが±0.025℃または同程度未満であること。

2) 白金抵抗温度計

① 校正精度が 20℃に最も近い校正温度において±0.010℃(k=2)または同程度以上であること。

② ドリフトが仕様の最高温度で 100 時間後に±0.01℃(k=2)または同程度以上であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 7 年 3 月 2 1 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕 様 書

## 1. 件 名 令和6年度 ポータブルLTOドライブ 一式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 ポータブルLTOドライブ 一式」について規定する。

## 2. 数 量 一式

構成内訳 ポータブルLTOドライブ（付属ソフトウェア含む） 1台  
LTO-9メディア 5巻

## 3. 研究内容・購入目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、全球非静力正20面体大気モデルNICAMをベースとした温室効果ガス（GHG）と短寿命気候強制因子（SLCF）を統合的に解析可能とするモデルの開発を推進している。また、GHGとSLCFのシミュレーション、逆解析、及びデータ同化を定常的に準リアルタイムで行うためのツールの開発と、領域モデルによる追加的なシミュレーションを容易に行うためのシステム構築を進めている。本調達は、大規模データのアーカイブ機器として、以下に示す性能を備えた機種およびソフトウェアを購入するものである。

## 4. 仕様・規格等

「令和6年度 ポータブルLTOドライブ 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。

### A ポータブルLTOドライブ（付属ソフトウェア含む）

- (1) デスクトップにて利用することを想定した機器であること。
- (2) 第9世代Linear Tape-Open（LTO-9）メディアの読み書きが可能であること。
- (3) USB3.0（Type-A及びType-Cの両方）による接続が可能であること。
- (4) 接続先PCとしてLinux, Windows, Macのいずれも対応可能であること。
- (5) 接続先PC上で動作するMacOS用ソフトウェアが同梱されること。
- (6) 納品製品については新品であり、かつ、1年間のメーカー保証が付いているものであること。

（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）

メーカー保証は、メーカーが発行した販売店の証明印、対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書であること（上記の方法によることができない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること）。

### B LTO-9メディア 5巻

- (1) LTO-9に対応したテープカートリッジであること。
- (2) 非圧縮時18TB、圧縮(2.5:1)時45TBの容量を有すること。

## 5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

## 6. 納入期限

令和7年3月31日

## 7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者との協議し、その指示に従うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIESにおいて法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES担当者へその旨を文書にて通知すること。

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度大気拡散モデル文献調査業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年2月28日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

## 4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、災害事故時における化学物質放出に伴う大気拡散状況を迅速に予測・可視化するための大気拡散シミュレーションに関する研究を実施している。この研究では、事故発生時において、マイクロスケールからメソスケールにわたる大気拡散予測シミュレーションを行うシステムの整備を目的としている。本業務では、この目的に向けてマイクロスケールにおける大気拡散予測を可能とする既存のシミュレーションモデルの開発状況と事故時における適用状況に関する文献調査を実施することを目的とする。

## 5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、大気拡散モデルの計算方法や大気シミュレーションへの適用状況などの国内外の動向に精通した担当者を配置した上で、以下の業務を実施することとする。

### (1) 計画・準備

NIES 担当者と打合せを行い、本業務の遂行計画を作成の上必要な準備を行う。

### (2) 大気拡散シミュレーションの文献調査

- ① 化学事故時の大気放出事故を予測可能な大気拡散モデルの諸元と入手方法について、NIES 担当者と協議して7～8本程度を調査して、その結果を取りまとめる。
- ② ①で調査した大気拡散モデルの、災害事故時や防災計画策定等への大気拡散シミュレーションへの適用状況に関する既往文献を文献検索によって抽出し、NIES 担当者と協議して各モデルにつき2編程度を調査して、計算設定・対象物質やその予測精度についてまとめる。

### (3) 報告書の作成とデータの取りまとめ

(1)～(2)の結果を取りまとめて、作業に用いた資料、データ等の電子データ一式を含めて報告書を作成する。

## 6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 一部

(2) 業務に使用した全ての文献情報を収録した電子媒体一式  
いずれも DVD 等のパソコンで読み取り可能な媒体によるものとする。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取

り扱われるための措置を講ずること。

- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度 全球対象格子状データからの特徴量算出ツール開発業務

2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年2月28日

3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、全球規模での気候変動影響評価に取り組んでいる。本業務は、その気候変動影響評価で用いる統計的機械学習モデルに対する入力データ（特徴量データ）を算出するためのツール（ソフトウェア）を開発することを目的とする。

5. 業 務 内 容

請負者は NIES 担当者と十分な打合せを行い、NIES より提供する複数種類の全球の緯度・経度の格子状データを対象として、指定した地点の特徴を表す特徴量データを算出する機能を有するソフトウェアを開発する。開発するソフトウェアおよびドキュメントは、以下の要件を満たすこと。

(1) データの読み込み

以下の格子状データをファイルから読み込む機能を有すること。なお、これらのサンプルデータ（それぞれ、NetCDF 形式、GeoTIFF 形式、HDF 形式のいずれか）は NIES より提供する。

- ① 標高データ：（参考）Amante, C. and B. W. Eakins, ETOPO1 1 Arc-Minute Global Relief Model Procedures, Data Sources and Analysis. NOAA Technical Memorandum NESDIS NGDC-24, 19 pp, March 2009. ETOPO1 - 1 arc minute Global Relief Model
- ② 人工廃熱データ：（参考）Y. Dong, A.C.G. Varquez, M. Kanda (2017) Global anthropogenic heat flux database with high spatial resolution, Atmospheric Environment, 150,276-294
- ③ 土地利用データ：（参考）Friedl, M., D. Sulla-Menashe. MODIS/Terra+Aqua Land Cover Type Yearly L3 Global 0.05Deg CMG V061. 2022, distributed by NASA EOSDIS Land Processes Distributed Active Archive Center

(2) 読み込みデータの形式変換及び書き出し

読み込んだ格子状データは、開発するソフトウェア内部において、緯度・経度の並び順の統一と空間解像度の変換をすることで、統一した共通のフォーマットで取り扱えるようにすること。この際、空間解像度を変換する処理において、単純な平均値算出処理による手法とバイリニア補間による手法の両方を利用可能とすること。また、共通フォーマットに変換済みの格子状データを NetCDF 形式でファイルに書き出す機能を有すること。

### (3) 特徴量の算出

共通フォーマットに変換した後の格子状データから、複数の任意の緯度・経度の地点を指定し、その地点の特徴を表す特徴量を算出する機能を有すること。算出する特徴量は以下を含むものとする。

#### ① 標高データについて

- ア. 指定した座標が含まれるグリッドの値
- イ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲の平均値(ここで  $N$  はパラメータとして指定できるものとする。以下同様。)
- ウ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲の平均値(ここで  $N'$  は緯度に応じて経度の長さが変化することに対応して、平均を取る経度方向の距離がほぼ一定となるように  $N$  の値を緯度に応じて調整したものとする。以下同様。)
- エ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲における slope
- オ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲における plan curvature
- カ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲における profile curvature
- キ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲における slope
- ク. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲における plan curvature
- ケ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲における profile curvature
- コ. いったん低解像度の格子状データに変換した後にバイリニア補間により生成した格子状データにおける指定した座標が含まれるグリッドの値
- サ. 低解像度の格子状データにおける指定した座標が含まれるグリッドの値
- シ. 上記アで算出される値と上記コで算出される値の差
- ス. 上記アで算出される値と上記サで算出される値の差

なお、ここで slope、plan curvature、profile curvature の算出は、以下の文献の手法に基づくものとする。Zevenbergen, L.W. and Thorne, C.R. (1987), Quantitative analysis of land surface topography. Earth Surf. Process. Landforms, 12: 47-56.

#### ② 人工廃熱データについて

- ア. 指定した座標が含まれるグリッドの値の年平均値
- イ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲の年平均値
- ウ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲の年平均値
- エ. 指定した座標が含まれるグリッドの値の月平均値

- オ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲の月平均値
- カ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲の月平均値
- キ. 指定した座標が含まれるグリッドの値の月・時刻平均値
- ク. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲の月・時刻平均値
- ケ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲の月・時刻平均値

③ 土地利用データについて

- ア. 指定した座標が含まれるグリッドにおける特定の組合せの土地利用区分割合の合計値（ここで、土地利用の組合せはパラメータとして指定できるものとする。以下同様。）。
- イ. 指定した座標を中心とした  $N \times N$  グリッドの範囲における特定の組合せの土地利用区分割合の合計値の平均値
- ウ. 指定した座標を中心とした  $N \times N'$  グリッドの範囲における特定の組合せの土地利用区分割合の合計値の平均値

(4) 特徴量算出結果の書き出し

上記の算出した特徴量の結果を CSV 形式のファイルで書き出す機能を有すること。CSV ファイルは特徴量を算出する地点を行方向、算出した特徴量を列方向に格納するものとし、1 行目は各列の名前（変数名）とすること。

(5) 外部設定ファイルによる処理の設定

上記 (1) から (4) までの処理について、テキスト形式の設定ファイルにより指定する機能を有すること。また、少なくとも以下の項目について設定可能であること。

- ① 特徴量を算出する地点（地点の ID 及び緯度・経度）
- ② 入出力及び中間データのフォルダパス及びファイル名
- ③ 変換する格子状データの空間解像度及び補間に用いる手法
- ④ 算出する特徴量及び特徴量を算出する際に必要なパラメータ
- ⑤ 算出する特徴量を書き出す際の変数名

(6) 動作/開発環境・利用ライブラリ等

開発するソフトウェアは Windows Server 2022 上で動作するコンソールアプリケーションとし、開発に使用する言語は C++、開発環境は Visual Studio 2022（ライブラリの互換性等に支障が生じる場合は、必要に応じて他のバージョンも可）を使用する。また、OpenMP による並列化に対応できること。既存のフリーウェアやライブラリのソフトウェアへの組込みや、GPL や BSD ライセンスに相当するオープンソースコードの利用は NIES 担当者の許可を得た上で認める。

(7) ソフトウェアの機能拡張性

開発するソフトウェアはソフトウェアのソースコードを改変することにより、(1) に示す以外の形式のデータの取り扱い及び (3) に示す以外の特徴量の算出を、改変前のソフトウェアにおける内部処理と統一的な処理手続きで実現可能であるように

設計すること。

(8) ドキュメントの作成

開発するソフトウェアに関して、以下のドキュメントを作成する。

- ① 開発するソフトウェアの動作・開発環境構築、コンパイル方法の説明資料
- ② 開発するソフトウェアの使用方法の説明資料（(5)の外部設定ファイルによる処理の設定方法に関する説明を含む）
- ③ ソフトウェア中で使用されているクラス、関数、構造体等についての説明資料
- ④ 請負者側で実施したソフトウェアの動作確認の内容及び結果についての説明資料

6. 成果物の提出

業務契約期間終了時まで、以下の(1)及び(2)を含む電子データをファイル交換サーバ等により NIES 担当者に送付すること。

- (1) 開発したソフトウェアの実行ファイル及びソースコード・プロジェクトファイル一式
- (2) 開発したソフトウェアに関するドキュメント一式

7. 知的財産権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関する知的財産権（成果物に著作物が含まれる場合は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む。）を NIES に譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に権利を保有しているもの（以下「既存権利物」という。）及び汎用的なプログラムのソースコード（以下、「汎用コード」という。）が組み込まれている場合は、当該既存権利物及び汎用コードの権利は、請負者に留保する。ただし、請負者は当該既存権利物及び汎用コードを NIES が利用すること（NIES が第三者に利用を許諾することを含む。）を許諾するものとする。
- (4) 提出される成果物に第三者が権利を有する権利物が含まれる場合には、請負者が当該権利物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。ただし、NIES の指示によるものは、この限りではない。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人

国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 保証

検収後から 1 年間は契約不適合担保期間とし、納入物における不具合が請負者の責任であることが明確である場合には、無償で修正に対応すること。

## 11. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

## 1. 件 名

令和6年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC 端末等の管理運用に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する研究事業」において、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）及び同2号（GOSAT-2）、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）（以下、3衛星を合わせて「GOSATシリーズ」という。）に関するプロジェクト業務を円滑に推進するため、関連するサーバやPC 端末等の管理運用に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

## 4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター

電話番号 029-850-2220

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上、実施場所を変更することも可能とする。

## 5. 組織単位

衛星観測センター（衛星観測センター長）

## 6. 派遣期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

## 7. 勤務形態及び員数

- (1) 勤務時間 月曜日から金曜日のうち3日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。  
9：00～16：30（うち、休憩時間12時～13時）  
実働6.5時間  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

- (2) 員 数 1名

## 8. 責任の程度

- (1) 役職名  
なし

- (2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ

## 9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別 限定しない。

## 10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したものととして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

辻 恵一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター主任研

究員

氏名 佐伯 田鶴  
電話番号 029-850-2220

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域衛星観測センター長  
氏名 松永 恒雄  
電話番号 029-850-2838

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和6年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC 端末等の管理運用に係る研究支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「衛星観測に関する研究事業」において、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）及び同2号（GOSAT-2）、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）（以下、3衛星を合わせて「GOSAT シリーズ」という。）に関するプロジェクト業務を円滑に推進するため、関連するサーバやPC 端末等の管理運用に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) Linux サーバ・PC 端末等の維持管理支援

衛星観測センターが保有している情報機器のうち、単体 Linux サーバや PC 端末、周辺機器（USB メモリ、ハードディスク等）合計 20 点程度の維持管理を行う。初期設定、OS アップデート、不具合時の対応、ユーザ変更時の初期化、必要な所内事務手続き支援等を含む。不具合対応については、衛星観測センター職員等が使用する PC 端末についても対応を依頼する場合がある。

### (2) 衛星データ処理運用システムの物品管理業務支援

衛星観測センターが運用している GOSAT と GOSAT-2 の衛星データ処理運用システムの物品管理業務を行う。物品管理・台帳管理を主とし、必要に応じて物品廃棄支援を行う。

### (3) Linux サーバ上でのジョブ実行支援

プロダクト作成に必要な参照データを作成するため、Linux サーバ上にてジョブスクリプトを実行する作業を行う。

### (4) 上記(1)から(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 学歴等

学部卒業以上の学歴を有すること。

### (2) 技術的能力

- ・UNIX/Linux の計算機システムに関して10年以上の利用経験があること。
- ・UNIX/Linux や Windows のサーバ構築業務の経験を5年以上有すること。
- ・ソフトウェア開発業務の経験を有すること。
- ・ネットワーク設計業務の経験を有すること。
- ・情報システムに関するユーザサポート業務の経験を有すること。
- ・シェルスクリプト（csh, tcsh, sh, bash 等）、SQL、C/C++/C#, JavaScript、HTML、PHP の言語について利用実績を有すること。
- ・独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験に基づく資格のうち、応用情報技術者または上位の資格を有すること。旧試験制度に基づく同等の資格を含む。
- ・Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint)を用いた資料作成、Outlook 等による電子メールでの事務連絡が支障なくできること。

### (3) 語学及び学術的能力

業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

(業務名) 令和6年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC端末等の管理運用に係る研究支援  
協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域  
衛星観測センター

佐伯 田鶴 □

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行 料 金	計	路 程	運 賃		路 程	実費額		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務					旅 費 計						円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。		
					その他経費計						円				
					合 計						円				

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地球システム領域  
 衛星観測センター  
 佐伯 田鶴 □

## 仕 様 書

1. 件 名  
令和6年度温室効果ガスインベントリ策定等に係る支援協力員派遣業務
2. 目 的  
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の温室効果ガスインベントリ策定業務の支援業務及びこの業務を円滑に推進するために必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称  
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所  
茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域地球環境研究センター温室効果ガスインベントリオフィス  
電話番号 029-850-2777  
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅
5. 組織単位  
地球環境研究センター温室効果ガスインベントリオフィス
6. 派遣期間  
令和6年12月1日から令和7年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数  
(1) 勤務時間 月曜日から金曜日の5日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。  
9：00～17：45（うち、休憩時間12時～13時）  
実働7.75時間（時間表記に統一してください）  
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。  
  
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度  
(1) 役職名  
なし  
  
(2) 具体的責任の内容  
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別  
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別  
限定しない。
11. 業務内容等  
特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏 名 辻 恵一

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域地球環境研究センター  
温室効果ガスインベントリオフィスマネジャー

氏 名 畠中 エルザ

電話番号 029-850-2777

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所地球システム領域 領域長  
氏 名 三枝 信子  
電話番号 0 2 9 - 8 5 0 - 2 5 1 7

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

# 特記仕様書

## 1. 件名

令和6年度温室効果ガスインベントリ策定等に係る支援協力員派遣業務

## 2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所の温室効果ガスインベントリ策定業務の支援業務及びこの業務を円滑に推進するために必要な関連の業務を行う。

## 3. 業務内容

### (1) 温室効果ガスインベントリ策定支援業務

#### ① エクセルを用いた算定作業

(データ入力、計算式の設定、複数ファイル間リンクの設定を含む。)

#### ② ワードを用いた報告書の作成・編集・統合作業

(和文英訳及び表番号や見出しの設定を含む。)、報告書の正確性のチェック作業

#### ③ 上記に関連した書類・データの管理及びコピー・スキャン等各種作業

### (2) 上記(1)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

## 4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

### (1) 大学院修士課程修了以上。

### (2) ワード及びエクセル、電子メールを使った実務経験を有していること。ワードは、通常求められる入力、表の作成が自ら行えること。エクセルについては、通常求められる入力及び表の作成、基本的な数学関数の設定が自ら行えること。また、複数ファイル間のリンクを取り扱えること。

### (3) 読み書きを含め日本語でのコミュニケーションが十分にできること。英語力は TOEIC800 点程度を有すること。

### (4) 自発的・自立的に業務に取り組み、必要な対人調整を丁寧に行う能力を有すること。また、チームの一員として、協力的に作業を行う能力を有すること。

### (5) 農業分野全般及び農業分野におけるリモートセンシング技術の利用等の専門知識を有すること。

## 5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

# 勤務報告書

業務名 (件名) \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

氏名 \_\_\_\_\_

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日( )	: ~ :			: ~ :		
2日( )	: ~ :			: ~ :		
3日( )	: ~ :			: ~ :		
4日( )	: ~ :			: ~ :		
5日( )	: ~ :			: ~ :		
6日( )	: ~ :			: ~ :		
7日( )	: ~ :			: ~ :		
8日( )	: ~ :			: ~ :		
9日( )	: ~ :			: ~ :		
10日( )	: ~ :			: ~ :		
11日( )	: ~ :			: ~ :		
12日( )	: ~ :			: ~ :		
13日( )	: ~ :			: ~ :		
14日( )	: ~ :			: ~ :		
15日( )	: ~ :			: ~ :		
16日( )	: ~ :			: ~ :		
17日( )	: ~ :			: ~ :		
18日( )	: ~ :			: ~ :		
19日( )	: ~ :			: ~ :		
20日( )	: ~ :			: ~ :		
21日( )	: ~ :			: ~ :		
22日( )	: ~ :			: ~ :		
23日( )	: ~ :			: ~ :		
24日( )	: ~ :			: ~ :		
25日( )	: ~ :			: ~ :		
26日( )	: ~ :			: ~ :		
27日( )	: ~ :			: ~ :		
28日( )	: ~ :			: ~ :		
29日( )	: ~ :			: ~ :		
30日( )	: ~ :			: ~ :		
31日( )	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)  
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
国立研究開発法人国立環境研究所  
地球システム領域地球環境研究センター  
温室効果ガスインベントリオフィス

\_\_\_\_\_  
島中 エルザ

(別紙2)

# 出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□				
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考
					路 程	運 賃	急 行 料	金 計	路 程	運 賃		路 程	実費額	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出 張 用 務									旅 費 計		円			※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円				
									合 計		円				

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者  
 国立研究開発法人国立環境研究所  
 地球システム領域地球環境研究センター  
 温室効果ガスインベントリオフィス  
 畠中 エルザ

# 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度アルミニウムの物質フロー・温室効果ガス排出のシナリオ分析のためのデータ整備及び解析等支援業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年3月14日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

## 4. 目 的

日本アルミニウム協会によると、2050年までの間、アルミニウムの需要は、世界において、伸長を続けることが期待される。世界では50%以上増加し1.4億トン程度となり、日本においても同程度の伸びが期待され6百万トン程度となると見通されている。一方で、アルミニウムの新地金を得る為には、鉱石からアルミニウムを金属として抽出することに膨大な電力を必要とするため、製造時のGHG排出が大きいことも知られている。アルミニウム産業の脱炭素化に向けては、製造時に多量のエネルギーを要する一次地金と比べて、5%のエネルギーで製造可能な再生アルミニウムが重要である。しかし、アルミニウムの再溶解工程においては不純物の除去が困難であり、リサイクルには制約が伴う。

国立研究法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、将来シナリオ分析を通じた科学的な目標設計に取り組んでおり、アルミニウムの循環構造についても定量的な解析に着手している。そこで本業務では、解析用の基礎データとして、アルミニウムの物質フロー・GHG排出に関するシナリオデータの整備と解析支援に取り組む。

## 5. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の(1)～(2)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかにNIES担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

業務実施にあたり、数値データの管理は、Microsoft Excel<sup>®</sup>、MATLAB<sup>®</sup>等を用いて行い、リンク機能の活用や十分なコメントを付す等して、一次データから最終的な数値の算出までの一連の推計プロセス等を詳細に記録して再現性を十分に担保する。データ整備の書式については、NIES担当者と十分に協議すること。また、収集した文献等の情報は、出典情報と共に参考資料として整理して提出すること。

### (1) アルミニウムの物質フロー・GHG排出量の長期シナリオデータの整備

NIES担当者が提供するアルミニウムの展伸材の出荷量(2005年、2011年、2015年)及びそれに基づく将来シナリオ(2020年～2050年)を参考に、アルミニウムの素形材(鋳物・ダイカスト)出荷量の将来シナリオデータを整備する。

その上で、上記の出荷量をもとに、アルミニウム素材の生産に係る GHG 排出量のシナリオデータを整備する。対象とするデータの範囲は、Cradle to Gate（原料調達から素材生産）とする。また、対象とする素材は展伸材（合金種ごと：1000系～7000系、その他合金種）及び素形材（鋳物・ダイカスト）とし、算定のための需要部門の分類については、アルミニウム統計年報に準じるものとし、用途部門（16部門）に輸出を加えた17部門を対象部門とする。シナリオは、気候目標の達成を支える脱炭素技術が積極的に実装された「脱炭素シナリオ」と共に、脱炭素技術の開発・導入が加速して推進しないことを想定した「Business as Usual（BAU）シナリオ」とする。

脱炭素シナリオ下での GHG 排出量のシナリオデータ整備に際しては、生産側の対策として、NEDO のアルミニウム素材高度資源循環システム構築事業や先導研究プログラムで取り組む技術（新製錬技術や高度リサイクル技術など）を参照し、可能な限り、先端的な技術情報を反映すること。また、サービサイジング（脱物質化）に資する需要側の対策（例えば、シェアリングやスマートシティなど）についてもシナリオデータに含めること。基礎データとしての物質フロー量・活動量・排出係数に関するデータを整備に加えて、データの妥当性を検証する為の基礎情報として、各シナリオ下での物質フロー量・温室効果ガス排出量についても算定・整備すること。

## (2) 作業報告書の作成

本業務の作業内容等をまとめた作業報告書を作成する。

## 6. 作業報告書の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。NIES 担当者が指定するサーバーへのアップロードを想定するが、容量及びセキュリティの都合により別途のサーバーの利用、物理デバイス（CD-R 等）での納品を妨げるものではない。

### (1) 調査報告書（PDF 形式及び Word 形式）及び作成データのファイル 1 式

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に対する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、NIES が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュ

リティポリシーは以下 URL において公開している。(https://www.nies.go.jp/security/sec\_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務
2. 業務実施期間 契約締結日～令和7年3月31日
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)及び請負者において行うものとする。

## 4. 目 的

NIES気候変動適応センターは、気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「適応法」という。)第11条に基づき、地方公共団体ほかへの技術的援助等の支援業務を行っている。環境省が令和3年3月に定めた「NIESの達成すべき業務運営に関する目標」では、当該業務の評価指標として「国民の気候変動適応に関する理解の増進の状況」が掲げられ、それを受けてNIES中長期計画では「適応に係る国民の理解度の測定方法の開発及び測定実施並びに中長期計画期間当初の測定値と比較しての向上を目指す。」こととしている。これを踏まえ、気候変動適応センターが行う適応に係る国民の理解度の測定方法の改善を支援し、Webアンケート調査による理解度計測及び結果分析を行うことを目的とする。

## 5. 業務内容

4. 目的達成のため、(1)、(2)のとおり適応に係る理解度測定実施及び集計を実施すること。請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。

なお、令和3～5年度の理解度調査結果については気候変動適応プラットフォーム(A-PLAT)<sup>1</sup>のWeb ページを参照のこと。

「気候変動適応に係る国民の理解度調査」調査結果の概要

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/report/20220308.html>

「令和4年度 気候変動適応に係る国民の理解度」調査結果紹介

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/report/2023/0131.html>

「令和5年度 気候変動適応に係る国民の理解度」調査結果紹介

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/report/2024/0325.html>

---

<sup>1</sup> <https://adaptation-platform.nies.go.jp/>

## (1) 調査票の作成

令和5年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務で使用した調査票（仕様書別紙1）を参考に、NIES担当者と協議の上、経年変化の追跡・比較可能性を確保した調査票を検討・作成する。作成した調査票を用いて、Webアンケート調査を行い、国民の気候変動適応に関する理解度測定を実施する（サンプル数等は以下の「■調査対象モニター等」を参照のこと。）。また、Webアンケート調査設計の経過を追跡可能な各種資料（サンプル数設定資料、重みづけ（ウェイトバック）集計設定資料、アンケートサンプル画面等）も納品すること。

### ■ 調査対象モニター等

年代別、性別の各属性に大きな偏りが無いよう、地域別に800サンプル以上を確保し、全国合計で5,600サンプル以上の回答を確保すること。サンプルは昨年度の調査状況を参考にNIES担当者と相談の上、割付を決めること。

- ・ 地域：7地域（気候変動適応広域協議会<sup>2</sup>が設置されている7地域区分を設定する。<sup>3</sup>）年代、性別、居住都道府県、就業形態、従事する産業分野、世帯構成についての属性情報を各調査データに加えること。
- ・ 性別：男女その他年齢：18歳-29歳、30-39歳、40-49歳、50-59歳、60歳以上（5区分）地域別サンプルについて、各地域の性別・年齢別人口構成比に基づいてサンプルを確保すること。（ただし、性別「その他」は割付には含めない。男女の合計で、かつ不誠実な回答者を除いて各地域の必要サンプル数を確保すること。）
- ・ 登録モニターの特性分布情報が公開されており、回答者属性に著しい偏りが認められないこと。
- ・ 5以上の選択肢を有する設問については、選択肢のランダム表示等により表示順による回答の偏りを防止すること。

---

<sup>2</sup> 気候変動適応法に基づき、地域における関係者の連携をさらに強化し、地域レベルで幅広い関係者が連携・協力して気候変動適応を推進していくため、設置されている協議会。[https://adaptation-platform.nies.go.jp/regional\\_councils/reference/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/regional_councils/reference/index.html)

<sup>3</sup> 北海道地域：北海道

東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県

中部地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ・ 調査実施時期：令和3～5年度調査と大幅に乖離しない時期（1月下旬～2月上旬）を想定すること。

## （2） 集計

実施した理解度調査で得られた回答について、以下a～cに示すとおり集計を行う。

なお、集計を行う際には、NIES担当者の指示に従い、a～c全てに統計的有意差の有無についても確認できる集計表を作成すること。集計結果及びグラフはExcelファイル形式で納品する。統計的有意差については、必要に応じて謝金（1名程度）を支払い、専門家の知見も収集すること。集計結果の提示形式については昨年度の集計結果（仕様書別紙2）に倣い提示すること。

- a. 7地域別及び7地域合計（人口比による重みづけあり及び重みづけなし）の計9パターンで、回答者属性（別紙 F1～F3）についての集計結果の提示（性別、年代、居住都道府県）。
- b. 全ての設問について、7地域別及び7地域合計（人口比による重みづけあり及び重みづけなし）の計9パターンでの回答率集計結果の提示（合計及び性別・年代別（50代男性、20代女性、など）。なお性別・年代別集計においては、性別その他と回答したモニターは集計から除くこと。）
- c. 気候変動適応の認知状況と、それ以外の項目におけるクロス集計結果（7地域別及び7地域合計（人口比による重みづけあり及び重みづけなし）の計9パターン。ただし、回答者が少数で統計学的見地から見てクロス集計の意味が薄い項目についてはクロス集計対象から省いてよい。）

## 6. 成果物

### （1） 打合せ議事録

NIES 担当者と実施する打合せ議事録について、打合せ後5営業日以内に NIES 担当者に送付すること。形式は A4 Word ファイル形式とする。

### （2） 集計結果表

仕様書別紙2に倣い、5.（2）の集計結果に関する資料及びローデータ一式。

なお、データ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、NIES 又は第三者が損害を受けた場合は、すべて請負者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

また、報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合

に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 請負者は、成果物を第三者が著作権を有する著作物に依拠して作成していないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は請負者が負うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされる時又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

## 仕様書別紙 1：令和 5 年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務で開発した調査票

### 調査目的：

- ・ 気候変動適応広域協議会が設置されている 7 地域・年代・性別の別に、気候変動影響及び気候変動適応に係る認知度の傾向・変化を把握すること。（毎年 1 回の調査を想定）
- ・ 気候変動影響及び気候変動適応について一般のネット/スマホユーザーがどこから情報を得ているか、基礎的情報を得ること。
- ・ 気候変動影響及び適応について関心の高い分野や実践度合いについて基礎的情報を得ること。

### 手法：Web アンケート

◎地域、年代、性別についてはモニター属性により把握されている前提で調査

令和 5 年度調査業務における調査票の質問事項を以下に記載する。

令和 5 年度調査業務における調査票の質問事項 *は内閣府実施世論調査に同一・類似設問あり
<p>*F1 あなたの性別をお答えください。</p> <p>*F2 あなたの年齢をお答えください。</p> <p>*F3 あなたのお住まいの地域をお答えください。</p>
<p>気候変動影響や適応に関する先入観をできるだけ与えないような説明とした。</p> <p>*S1</p> <p>以下をお読みになり次にお進みください。</p> <p>気候変動とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが増えることによって地球の気温が上昇する「地球温暖化」や、自然の要因などによって気温や降水量などが変動することをいいます。</p> <p>この気候変動は、私たちの暮らしの様々なところに影響や被害などを与えており、それに対応した対策などを講じる必要性が高まっています。</p> <p>【参考 URL】「1 分で気候変動適応！」<a href="https://www.youtube.com/watch?v=X0JpYXjsL7k">https://www.youtube.com/watch?v=X0JpYXjsL7k</a></p> <p>※URL クリック任意</p>

\*Q1

気候変動は、農作物の品質低下、野生生物の生息域の変化、大雨の頻発化に伴う水害リスクの増加、熱中症搬送者の増加といった形で、私たちの暮らしの様々なところに影響を与えています。あなたは、地球温暖化などの気候変動により、このような様々な影響が出ることを知っていましたか。

(お答えは1つ)

- O1 知っていた
- O2 知らなかった

\*Q2

あなたは、気候変動影響についてどのような媒体や情報源で知りましたか。

(お答えはいくつでも)

- Q1 テレビ番組／テレビCM／ラジオ番組／ラジオCM
- Q2 新聞・雑誌・本
- Q3 各省庁のポスター・パンフレット・ホームページなど
- Q4 地方公共団体や民間企業などのポスター・パンフレット・ホームページなど
- Q5 学校などの教育機関
- Q6 地域のコミュニティ
- Q7 シンポジウムなどのイベント
- Q8 インターネット
- Q9 SNS(LINE、Facebook、Twitter、Instagramなど)
- Q10 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のホームページ
- Q11 その他( )

Q3

あなたは現在、気候変動影響に関する情報について十分に提供されていると思いますか。

(お答えは1つ)

- O1 十分提供されている
- O2 ある程度提供されている
- O3 あまり提供されていない
- O4 全く提供されていない

Q4

気候変動影響について、あなたはどの程度関心がありますか。

(お答えは1つ)

- O1 とても関心がある
- O2 ある程度関心がある
- O3 あまり関心がない
- O4 全く関心がない

\*Q5

あなたは、日常生活の中でどのような現象から気候変動影響を感じますか。当てはまるものをすべてお答えください。

(お答えはいくつでも)

- 1 雨の降り方の激しさ
- 2 夏の暑さ
- 3 冬の寒さや雪の降り方の変化
- 4 動物の鳴く時期や生息域の変化
- 5 植物の開花時期や分布の変化
- 6 食生活への影響
- 7 台風や洪水、土砂災害などの増加
- 8 商品・サービスへの影響
- 9 仕事への影響
- 10 その他 ( )
- 11 特に感じない

**\*Q6**

地球温暖化などの気候変動は、将来にわたって自然や人間生活に以下のような様々な影響を与えることが予測されています。

あなたは、気候変動がどのような影響をもたらすことが問題だと思えますか。

(お答えはいくつでも)

- 1 農作物の品質や収穫量の低下、漁獲量が減少すること
- 2 水質が悪化すること
- 3 渇水が増加すること
- 4 野生生物や植物の生息域が変化すること
- 5 洪水、高潮・高波・大雪などによる気象災害が増加すること
- 6 熱中症が増加すること
- 7 デング熱などの蚊を媒介とする感染症が増加すること
- 8 産業・経済活動に影響が生ずること
- 9 豪雨や暴風による停電や交通まひなどインフラ・ライフラインに被害が出ること
- 10 生活環境の快適さが損なわれること
- 11 その他 ( )
- 12 特に問題はない

**\*Q7**

気候変動は私たちの生活にも影響を与えています。その影響に対処することを「気候変動適応」といいます。あなたは、気候変動適応という言葉と、その取り組みを知っていましたか。

(お答えは1つ)

- 1 言葉も取り組みも知っていた
- 2 言葉は知らなかったが、取り組みは知っていた
- 3 言葉は知っていたが、取り組みは知らなかった
- 4 言葉も取り組みも知らなかった

Q8

「気候変動適応」について「言葉も取り組みも知っていた」「言葉は知らなかったが、取り組みは知っていた」「言葉は知っていたが、取り組みは知らなかった」のいずれかを選ばれた方にお聞きします。「気候変動適応」について、どのような媒体や情報源で知りましたか。(お答えはいくつでも)

- 1 テレビ番組／テレビCM/ラジオ番組／ラジオCM
- 2 新聞・雑誌・本
- 3 各省庁のポスター・パンフレット・ホームページなど
- 4 地方公共団体や民間企業などのポスター・パンフレット・ホームページなど
- 5 学校などの教育機関
- 6 ご近所や自治会など地域のコミュニティ
- 7 シンポジウムなどのイベント
- 8 インターネット
- 9 SNS(LINE、Facebook、Twitter、Instagram など)
- 10 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のホームページ
- 11 その他( )

\*Q9

あなたが、気候変動適応について知りたい情報は何か。

(お答えはいくつでも)

- 1 世界の気候変動の影響
- 2 日本の気候影響の影響
- 3 お住まいの地域の気候変動の影響
- 4 気候変動の将来予測
- 5 気候変動によるリスクや機会
- 6 気候変動によるリスクの軽減、回避策
- 7 世界の気候変動適応への取り組み
- 8 国の気候変動適応への取り組み
- 9 地方自治体の気候変動適応への取り組み
- 10 事業者、各種団体の気候変動適応への取り組み
- 11 個人が取り組める適応策の事例
- 12 その他( )

\*Q10

あなたは、気候変動適応に関する知識や情報をどのような媒体や情報源で提供されたら閲覧すると思いますか。

(お答えはいくつでも)

- 1 テレビ番組／テレビ CM/ラジオ番組／ラジオ CM
- 2 新聞・雑誌・本
- 3 各省庁のポスター・パンフレット・ホームページなど
- 4 地方公共団体や民間企業などのポスター・パンフレット・ホームページなど
- 5 学校などの教育機関
- 6 ご近所や自治会などの地域のコミュニティ
- 7 シンポジウムなどのイベント
- 8 インターネット
- 9 SNS(LINE、Facebook、Twitter、Instagram など)
- 10 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のホームページ
- 11 その他( )

\*Q11

あなたが現在、実践している気候変動適応への取り組みは何ですか。

(お答えはいくつでも)

※気候変動適応との意識なく取り組んでいる、あるいは気候変動適応の言葉、取り組みを知らない方もお答えください。

- 1 地元の農作物や水産物を買う
- 2 雨水利用や節水などの水資源の保全
- 3 身近な自然や緑の保全・再生・維持管理、緑陰などによる暑さの回避など
- 4 ハザードマップなどを活用した水災害リスク及び避難経路などの事前確認
- 5 塩分・水分補給や日傘の利用、空調の適切な使用による熱中症対策
- 6 蚊の育つ水たまりを作らないなどの、デング熱などの蚊を媒介とする感染症の予防
- 7 身近な動植物への気候変動影響の観察・情報共有
- 8 気候変動影響や気候変動適応についての情報の入手
- 9 自然災害時の水・食料の備蓄の強化
- 10 熱中症警戒アラートの利用
- 11 家の断熱・遮熱の工夫
- 12 その他( )
- 13 特にない

\*Q12

あなたが現在、取り組んでいないことで、今後新たに実践したいと思う気候変動適応への取り組みは何ですか。

(お答えはいくつでも)

※気候変動適応との意識なく取り組んでいる、あるいは気候変動適応の言葉、取り組みを知らない方もお答えください。

※前問で回答された、実践している取り組み以外の選択肢が表示されています。

※前問で全ての取り組みを実践していると回答した方は、新たに実践したいと思う気候変動適応がある場合、「その他」にお答えください。

- 1 地元の農作物や水産物を買う
- 2 雨水利用や節水などの水資源の保全
- 3 身近な自然や緑の保全・再生・維持管理、緑陰などによる暑さの回避など
- 4 ハザードマップなどを活用した水災害リスク及び避難経路などの事前確認
- 5 塩分・水分補給や日傘の利用、空調の適切な使用による熱中症対策
- 6 蚊の育つ水たまりを作らないなどの、デング熱などの蚊を媒介とする感染症の予防
- 7 身近な動植物への気候変動影響の観察・情報共有
- 8 気候変動影響や気候変動適応についての情報の入手
- 9 自然災害時の水・食料の備蓄の強化
- 10 熱中症警戒アラートの利用
- 11 家の断熱・遮熱の工夫
- 12 その他 ( )
- 13 特にない

\*Q13

あなたご自身が気候変動適応を実践するにあたり、どのような課題があると思いますか。

(お答えはいくつでも)

- 1 経済的なコストが掛かること
- 2 手間がかかること
- 3 どのような基準で選択し、どのように取り組めばよいか情報が不足していること
- 4 日常生活の中で常に意識して行動するのが難しいこと
- 5 気候変動適応としてどれだけ効果があるのかわからないこと
- 6 気候変動適応のための取り組みを行う必要性を感じないこと
- 7 その他 ( )
- 8 特にない

\*Q14

あなたは今後、気候変動適応に関して、政府にどのような取り組みを期待しますか。

(お答えはいくつでも)

- 1 農作物の品質や収穫量、漁獲量への対策
- 2 水質の改善や保全対策
- 3 渇水対策や水資源の保全対策
- 4 野生生物や植物の保全対策
- 5 洪水、高潮・高波などへの防災対策
- 6 熱中症対策
- 7 デング熱などの蚊を媒介とする感染症対策
- 8 まちづくりにおける暑熱対策
- 9 気候変動影響や気候変動適応の取り組みについての情報提供
- 10 気候変動影響や気候変動適応についてのセミナーやシンポジウムの開催による普及啓発
- 11 その他 ( )
- 12 特にない

Q15

気候変動影響に対処するためには、どの主体が適応策に取り組むべきだと思いますか。

(お答えはそれぞれ1つ)

					強くそう思う	そう思う	そう思わない	全くそう思わない
Q17S1	行政が取り組むべきである				○1	○2	○3	○4
Q17S2	個人が取り組むべきである				○1	○2	○3	○4
Q17S3	事業者、各種団体が取り組むべきである				○1	○2	○3	○4

Q16

あなたは、「国立環境研究所 気候変動適応センター」や地域別に設置されている「地域気候変動適応センター」を知っていますか。

(お答えは1つ)

- 1 どちらも知っている
- 2 「国立環境研究所気候変動適応センター」は知っているが、「地域気候変動適応センター」は知らない
- 3 「国立環境研究所気候変動適応センター」は知らないが、「地域気候変動適応センター」は知っている
- 4 どちらも知らない

以下の設問からは、あなたご自身についてお伺いします。

\*Q17

あなたの就業形態をお答えください。

(お答えは1つ)

- 1 会社経営者・役員・団体役員
- 2 会社員・団体職員・公務員
- 3 自営業・個人事業主・フリーランス
- 4 パート・アルバイト・フリーター
- 5 学生
- 6 主婦・主夫
- 7 無職・休職中・求職中
- 8 年金生活
- 9 その他(具体的に )

Q18

あなたが従事する産業分野をお答えください。

(お答えは1つ)

- 1 農業, 林業
- 2 漁業
- 3 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 4 建設業
- 5 製造業
- 6 電気・ガス・熱供給・水道業
- 7 情報通信業
- 8 運輸業, 郵便業
- 9 卸売業, 小売業
- 10 金融業, 保険業
- 11 不動産業, 物品賃貸業
- 12 学術研究, 専門・技術サービス業
- 13 宿泊業, 飲食サービス業
- 14 生活関連サービス業, 娯楽業
- 15 教育, 学習支援業
- 16 医療, 福祉
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業(他に分類されないもの)
- 19 公務(他に分類されるものを除く)
- 20 分類不能の産業
- 21 その他(具体的に )

Q19

世帯構成についてお答えください。あなたのご家族は、以下のように分類した場合どれにあたりますか。

(お答えは1つ)

- 1 1人世帯
- 2 1世代世帯(夫婦だけ)
- 3 2世代世帯(親と子)
- 4 3世代世帯(親と子と孫)
- 5 その他の世帯( )

## あなたご自身に関するアンケート 全体集計表

質問番号	質問文	N%表	N表	%表	グラフ
F1	あなたの性別をお答えください。	<a href="#">[N%001]</a>	<a href="#">[N001]</a>	<a href="#">[%001]</a>	
F2	あなたの年齢をお答えください。	<a href="#">[N%002]</a>	<a href="#">[N002]</a>	<a href="#">[%002]</a>	
F3	あなたのお住まいの地域をお答えください。	<a href="#">[N%003]</a>	<a href="#">[N003]</a>	<a href="#">[%003]</a>	
S1	【調査目的】近年、気候変動により気象災害が増加し、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼすようになってきました。こうした気候変動による影響に対処するため、国立環境研究所気候変動適応センターでは、A-PLAT(気候変動適応情報プラットフォーム)を構築し、情報の整備、提供を行うことで各種支援に努めています。このアンケートは、今後の気候変動適応センターの各種支援の参考にさせていただくため行うものです。皆様のご協力をお願いいたします。【個人情報・調査資料の取り扱いについて】このアンケートでは、みなさまのお名前や住所、勤務先など個人が特定される情報についてお聞きすることはありません。そのため、みなさま個人を特定する情報が流出することはありません。ご回答いただいた結果(1次データ)の取扱いは国立環境研究所気候変動適応センター、環境省、地方公共団体および地域気候変動適応センターに限定します。上記以外の組織・個人へのデータ提供は一切行いません。このアンケートの結果は、気候変動適応情報プラットフォームに掲載するとともに、気候変動適応広域協議会等や地方自治体への情報提供に活用させていただく予定です。	<a href="#">[N%004]</a>	<a href="#">[N004]</a>	<a href="#">[%004]</a>	
SC1	以下をお読みになり次にお進みください。	<a href="#">[N%005]</a>	<a href="#">[N005]</a>	<a href="#">[%005]</a>	
Q1	気候変動は、農作物の品質低下、野生生物の生息域の変化、大雨の頻発化に伴う水害リスクの増加、熱中症搬送者の増加といった形で、私たちの暮らしの様々なところに影響を与えています。あなたは、地球温暖化などの気候変動により、このような様々な影響が出ることを知っていましたか。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%006]</a>	<a href="#">[N006]</a>	<a href="#">[%006]</a>	
Q2	あなたは、気候変動影響についてどのような媒体や情報源で知りましたか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%007]</a>	<a href="#">[N007]</a>	<a href="#">[%007]</a>	
Q3	あなたは現在、気候変動影響に関する情報について十分に提供されていると思いますか。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%008]</a>	<a href="#">[N008]</a>	<a href="#">[%008]</a>	
Q4	気候変動影響について、あなたはどの程度関心がありますか。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%009]</a>	<a href="#">[N009]</a>	<a href="#">[%009]</a>	
Q5	あなたは、日常生活の中でどのような現象から気候変動影響を感じますか。当てはまるものをすべてお答えください。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%010]</a>	<a href="#">[N010]</a>	<a href="#">[%010]</a>	
Q6	地球温暖化などの気候変動は、将来にわたって自然や人間生活に以下のような様々な影響を与えることが予測されています。あなたは、気候変動がどのような影響をもたらすことが問題だと思えますか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%011]</a>	<a href="#">[N011]</a>	<a href="#">[%011]</a>	
Q7	気候変動は私たちの生活にも影響を与えています。その影響に対処することを「気候変動適応」といいます。あなたは、気候変動適応という言葉と、その取り組みを知っていましたか。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%012]</a>	<a href="#">[N012]</a>	<a href="#">[%012]</a>	
Q8	「気候変動適応」について「言葉も取り組みも知っていた」「言葉は知らなかったが、取り組みは知っていた」「言葉は知っていたが、取り組みは知らなかった」のいずれかを選ばれた方にお聞きします。「気候変動適応」について、どのような媒体や情報源で知りましたか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%013]</a>	<a href="#">[N013]</a>	<a href="#">[%013]</a>	
Q9	あなたが、気候変動適応について知りたい情報は何ですか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%014]</a>	<a href="#">[N014]</a>	<a href="#">[%014]</a>	
Q10	あなたは、気候変動適応に関する知識や情報をどのような媒体や情報源で提供されたら閲覧すると思いますか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%015]</a>	<a href="#">[N015]</a>	<a href="#">[%015]</a>	
Q11	あなたが現在、実践している気候変動適応への取り組みは何ですか。(お答えはいくつでも)※気候変動適応との意識なく取り組んでいる、あるいは気候変動適応の言葉、取り組みを知らない方もお答えください。	<a href="#">[N%016]</a>	<a href="#">[N016]</a>	<a href="#">[%016]</a>	
Q12	あなたが現在、取り組んでいないことで、今後新たに実践したいと思う気候変動適応への取り組みは何ですか。(お答えはいくつでも)※気候変動適応との意識なく取り組んでいる、あるいは気候変動適応の言葉、取り組みを知らない方もお答えください。※前問で回答された、実践している取り組み以外の選択肢が表示されています。※前問で全ての取り組みを実践していると回答した方は、新たに実践したいと思う気候変動適応がある場合、「その他」にお答えください。	<a href="#">[N%017]</a>	<a href="#">[N017]</a>	<a href="#">[%017]</a>	

Q13	あなたご自身が気候変動適応を実践するにあたり、どのような課題があると思いますか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%018]</a>	<a href="#">[N018]</a>	<a href="#">[%018]</a>	
Q14	あなたは今後、気候変動適応に関して、政府にどのような取り組みを期待しますか。(お答えはいくつでも)	<a href="#">[N%019]</a>	<a href="#">[N019]</a>	<a href="#">[%019]</a>	
Q15	気候変動影響に対処するためには、どの主体が適応策に取り組むべきだと思いますか。(お答えはそれぞれ1つ)	<a href="#">[N%020]</a>	<a href="#">[N020]</a>	<a href="#">[%020]</a>	
Q16	あなたは、「国立環境研究所 気候変動適応センター」や地域別に設置されている「地域気候変動適応センター」を知っていますか。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%021]</a>	<a href="#">[N021]</a>	<a href="#">[%021]</a>	
Q17	あなたの就業形態をお答えください。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%022]</a>	<a href="#">[N022]</a>	<a href="#">[%022]</a>	
Q18	あなたが従事する産業分野をお答えください。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%023]</a>	<a href="#">[N023]</a>	<a href="#">[%023]</a>	
Q19	世帯構成についてお答えください。あなたのご家族は、以下のように分類した場合どれにあたりますか。(お答えは1つ)	<a href="#">[N%024]</a>	<a href="#">[N024]</a>	<a href="#">[%024]</a>	
●性年代エリア別	●性年代エリア別	<a href="#">[N%025]</a>	<a href="#">[N025]</a>	<a href="#">[%025]</a>	

# 仕 様 書

1. 件 名 令和6年度次世代シーケンス解析業務 (RNA-Seq)

2. 業務契約期間 契約締結日～令和7年2月15日

3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4. 目 的

野生動物が保有するウイルスを網羅的に解析するためにウイルス特異的な dsRNA を抽出し、RNA-seq により解析に必要なデータを取得するため

5. 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）担当者とは十分な打合を行い、以下の業務を実施する。

供与サンプルである Total RNA を材料にライブラリを作成し、Illumina 社 NovaSeqX Plus を用いてシーケンスを行ない、塩基配列（リード配列）を取得する。

(1) 検体の品質評価

下記項目について、供与サンプルである RNA の品質検定を行うこと。

- 1) Agilent Tapestation による RNA の分解の有無の確認
- 2) 蛍光法による RNA の濃度の測定

供与サンプル

dsRNA 溶液：100 サンプル

- 1) RNA 量 1.0  $\mu$ g 以上
- 2) RIN 7.0 以上
- 3) rRNA ratio 1.0 以上

(2) シーケンスライブラリーの作製及び品質確認

RNA の品質検定に合格したサンプルについては、以下の項目について次世代シーケンサーによるシーケンス解析のためのライブラリの作成と調製を行うこと。

- 1) Illumina 社 TruSeq stranded mRNA Library Prep. Kit を用いたライブラリの作成及び調製。  
(polyA selection は実施しない)
- 2) Agilent BioAnalyzer または Tapestation によるライブラリのサイズ確認

(3) シーケンシング

- 1) 仕様に沿ったシーケンシングを行うこと。
- 2) ランデータである Bcl ファイルを bcl2fastq で Fastq ファイル (Raw data) に変換する。

仕様

- 1) リード長：150bp pair-end
- 2) データ量：4000 万リード (6Gb)/sample
- 3) 解析機種：Illumina 社 NovaSeqX Plus

(4) その他

- 1) 上記解析は、すべて日本国内で行うこと。
- 2) サンプルの受け渡し方法等については、担当者と別途打合せを行う。
- 3) 供与検体を適切に取り扱い、残余検体については管理された保管器にて業務終了後3ヶ月を上限に冷蔵保管し、発注者の指示のもと返却若しくは破棄する。
- 4) 解析機関は、業務終了後3ヶ月を上限にデータを保管しその後破棄する。
- 5) 本業務で得られた情報は、無断で使用・公開したり、第三者への提供を行ってはならない。
- 6) 作業内容に変更がある場合には、担当者と別途打合せを行う。

- 7) 解析結果に関わる知的所有権はすべて発注者側に帰属させるものとする。
- 8) 担当者が希望する場合は解析に使用したサンプルを返送すること。返送の費用に関しては別途協議して決めるものとする。
- 9) dsRNA は精製が困難であるため、供与されたサンプルの品質が基準以下の場合もシーケンスを実施する。ただし、結果について請負者側は一切その責任を負わない。
- 10) 解析実施機関は、次の認証を取得していること；品質マネジメントシステム国際規格 ISO9001、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 国際認証規格「ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014」、米国病理医協会 (CAP : College of American Pathologists)、臨床検査室プログラム認定 (LAP : Laboratory Accreditation Program)。

## 6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ次世代シーケンス解析結果 Raw data (Fastq ファイル) をダウンロード形式で納品すること。

- (1) PDF 形式解析報告書
- (2) FASTQ 形式シーケンス結果生データ (Illumina)

## 7. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 業務に用いる電算機 (パソコン等) は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- (6) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 9. 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 10. 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 11. そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 (グリーン購入法) を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 ゲルマニウム半導体検出器用マルチチャンネルアナライザー 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 ゲルマニウム半導体検出器用マルチチャンネルアナライザー 1式」について規定する。

2. 数量		1式
構成内訳	装置本体	1台
	デジタルPHAモジュール	1台
	5kV 高圧電源モジュール	1台

## 3. 研究内容・購入目的

NIESでは、放射性物質で汚染された廃棄物及び廃棄物処理施設周辺環境の調査研究、並びに環境中における放射性物質の長期的な動態把握と環境影響評価を行っており、ガンマ線核種分析装置であるゲルマニウム半導体検出器をはじめとする各種測定機器を用いて、放射性セシウムやその他のガンマ線核種の正確な測定を行っている。今般、令和7年度よりNIESの「環境中における放射性物質の長期的な動態把握と環境影響評価の研究」が外部機関に移管されることとなり、ゲルマニウム半導体検出器の制御装置であるマルチチャンネルアナライザーも併せて移管される予定である。当該装置は、移管される研究以外でも使用している装置のため、NIESの調査研究における放射性物質の測定に支障を来すことのないよう、速やかに調達が必要である。以上より、本調達は、「令和6年度 ゲルマニウム半導体検出器用マルチチャンネルアナライザー 1式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 ゲルマニウム半導体検出器用マルチチャンネルアナライザー 1式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) 装置本体

- ① 既存のガンマ線核種分析ソフトウェア（Gamma Station）に対応しており、Ge半導体検出器（ORTEC社製GMX45P4）の制御が行えること。
- ② 拡張モジュールとしてデジタルPHAモジュール、高圧電源モジュールをそれぞれ2枚まで増設可能であること
- ③ タッチパネルによる操作が可能であること。
- ④ スペクトルを同時に全体表示および拡大表示できること。
- ⑤ 幅270cm×奥行240cm×高さ215cmの範囲に収まること。

⑥ 納入から5年以内にメーカーによるサポート期限が終了する予定がないこと。

2) デジタル PHA モジュール

- ① Ge 半導体検出器、シンチレーション検出器、プリアンプ出力を直接入力できること。
- ② 測定中表示器のための測定中信号出力を有すること。

3) 5kV 高圧電源モジュール

- ① POS または NEG 出力が可能で 0~5kV に対応していること。
- ② SHV コネクタ (POS, NEG 独立) に対応していること。
- ③ 過電流保護の機能を有すること。

4) 保守、装置故障時の体制

- ① 障害発生時において、研究に支障のないよう NIES 担当者と協議の上、早急な対応が可能なアフターメンテナンス体制を有すること。

5) その他

- ① 機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。
- ② 基本導入作業及び現地調整作業  
調達物品が本仕様どおりに稼動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。
  - ・マルチチャンネルアナライザーを既存のデータ処理装置 1 台で操作できるように調整すること。
  - ・適正な使用を行うために必要な操作説明を行うこと。

5. 納品場所 福島県田村郡三春町深作 10-2 環境創造センター研究棟  
国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点

6. 納入期限 令和7年3月10日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質

汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

# 仕様書

## 1. 件名 令和6年度 ウルトラマイクロ天秤 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和6年度 ウルトラマイクロ天秤 一式」について規定する。

## 2. 数量 一式

構成内訳

ウルトラマイクロ天秤本体	1台
フィルタキット	1個

## 3. 研究内容・購入目的

NIES 地域環境保全領域では、先見的・先端的な基礎研究および実環境および脆弱性を考慮した健康影響の有害性評価に関する研究において、大気中の PM2.5 の動態把握及びその健康影響に関する研究を実施している。

本調達は、大気 PM2.5 の捕集前後のフィルタの秤量に基づいて捕集された PM2.5 質量を定量化することを目的として、「令和6年度 ウルトラマイクロ天秤 一式」を購入するものである。

## 4. 仕様

「令和6年度 ウルトラマイクロ天秤 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

### 1) ウルトラマイクロ天秤本体

- ① 最小表示が 0.0001 mg かそれより小さいこと。
- ② 最大秤量値が 2.1g かそれより大きいこと。
- ③ 5%荷重時の繰り返し性の標準偏差（代表値）が 0.00015mg 以下であること。
- ④ 安定時間が 10 秒よりも短いこと。
- ⑤ オプションを用いた機能拡張によって 70mmφ以上のフィルタの測定も可能であること。
- ⑥ 電源は AC100V であること。
- ⑦ 直線性偏差が 0.0005mg 以下であること。
- ⑧ メイン表示操作部に加え、計量部にも表示操作部があること。

### 2) フィルタキット

- ① 標準装備の天秤皿より大きなフィルタを測定できる機能を有すること。
- ② 4.仕様1) ウルトラマイクロ天秤本体と組み合わせて使用可能であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年3月31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電波法（昭和25年法律131号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までNIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。